

提供文書

# 太陽電池測定業務規程

(2011年10月14日：更新)

一般財団法人 電気安全環境研究所

## 目 次

(目的)	2
(用語の定義)	2
(証明業務の対象及び要件)	2
(校正品及び測定品の要件並びに校正又は測定に必要な提出品)	3
(申込み)	3
(受付)	3
(取下げ)	3
(太陽電池測定業務の実施)	4
(成績書等)	4
(提出品の返還)	4
(成績書等の複本の発行)	4
(記録の保存)	4
(手数料)	4
(手数料の収納方法)	4
(手数料の返還)	4
(その他)	5

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）が太陽電池セル及びモジュール製造者等（以下「PV メーカー等」という。）の依頼に応じて、二次基準太陽電池セルの校正（以下「校正」という。）を始めとする太陽電池の発電能力の証明業務（以下「太陽電池測定業務」という。）を行うために必要な事項を定め、太陽電池測定業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

## (用語の定義)

第2条 この規程の用語は、太陽電池測定業務品質マニュアル(PVC-QM)に従うこととして、次の定義を使用します。

- 一 太陽電池セル (solar cell)とは、太陽光発電に用いる太陽電池の構成要素最小単位をいいます。
- 二 一次基準太陽電池セル (primary reference solar cell)とは、当該太陽電池セルの分光感度特性及び基準太陽光の分光放射度分布を基に短絡電流を値付けした太陽電池セルをいいます。
- 三 二次基準太陽電池セル (secondary reference solar cell)とは、ソーラシミュレータを用いて、一次基準太陽電池セルを基に、短絡電流を値付けした太陽電池セルをいいます。
- 四 太陽電池モジュール (photovoltaic module)とは、太陽電池セルを接続し、耐震環境性のため外周器に封入し、かつ、規定の出力を持たせた最小単位の発電ユニットをいいます。

## (証明業務の対象及び要件)

第3条 JETが行う証明業務の対象は、平面・非集光形の電力発電を目的とする地上用結晶系、アモルファス系等の太陽電池デバイスであって、次の各号に掲げる証明業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとします。

## 一 二次基準太陽電池セルの校正

イ 直流電流：10 mA 以上 200 mA 以下

ロ セルの大きさ：2 × 2 cm 以下（この大きさを超えるものについては、校正設備の能力等に支障がないかどうか確認の上受け付けることとします。）

ハ パッケージング：旧 JIS C 8911, 旧 JIS C 8931 等に適合したパッケージング等が施されていること（国際整合化の観点から、新規に作成する場合、容器は WPVS 型への切り替えを推奨します。）

## 二 常用参照太陽電池モジュールの出力測定

イ モジュールのサイズは：1.2 × 1.0 m 以下（この大きさを超えるものについては、校正設備の能力等に支障がないかどうか確認の上受け付けることとします。）

ロ モジュールの構造：特別な治具等を用いることなく JET の測定機器に固定することが可能な構造であること

## 三 セルの出力測定

結晶系のベアセルのみを対象とします。

## 四 セルの分光感度特性測定

イ ラミネート：モジュールと同様の部材（ガラス、封止材、バックシート）で

ラミネートしたもの

ロ ラミネート後の寸法：20×20cm 程度以内

(校正品及び測定品の要件並びに校正又は測定に必要な提出品)

第4条 証明業務の区分に応じ、次の各号の校正品又は測定品1個に添えてそれぞれ当該各号に掲げるものを提出していただきます。

- 一 二次基準太陽電池セルの校正は、一次基準太陽電池セルとの比較校正になります。したがって、二次基準太陽電池セルの校正には、校正品1個とこれと同等の一次基準太陽電池セル1個が必要になります。同等であるかどうかは、寸法、構造、窓材、入射角特性、分光感度特性、充填剤の有無で判断します。校正終了後、一次基準太陽電池セルは校正品とともにお返しします。一次基準太陽電池セルには、校正記録及び中間チェック記録の写しを添付してください。
- 二 常用参照太陽電池モジュール測定の場合は、被測定太陽電池モジュール1枚及び当該モジュールを構成する太陽電池セルと分光感度特性が同等の分光感度測定用太陽電池セル1個(第四号の要件を満たすもの)を提出していただきます。ただし、被測定モジュールの分光感度特性が既にJETで測定してあるセルと同等のものについては、新たに分光感度測定用太陽電池セルを提出する必要はありません。校正終了後、分光感度測定用太陽電池セルは測定品とともにお返しします。
- 三 セルの出力測定の場合は、ベアセルを1枚提出していただきます。
- 四 セルの分光感度特性測定の場合は、1セルをモジュールと同様の部材(ガラス、封止材、バックシート)で裏面が平坦になるようにラミネートしたものを提出してください。なお、薄膜系の場合は、光照射を十分行い安定化させた状態で、2cm以内の幅のセル(通常2セル分)のみアクティブとなるように電極を付けて提出してください。

(申込み)

第5条 JETが行う証明業務は、この業務規程の規定に同意するPVメーカー等の申込み(以下「申込者」という。)により行うこととします。

2 JETは、申込者に、次の各号に掲げる事項を記載した申込書に、第4条に定める提出品を添えて申し込みをしていただきます。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名又は認証業務に関する責任者の氏名
- (2) 校正品の品名及び識別番号(二次基準太陽電池セル名)
- (3) 適用規格及び校正・試験項目

(受付)

第6条 JETは、研究事業センター太陽電池測定・認証グループが申込書の記載事項及び申込書に記載された提出品を確認した日をもって受付の日とさせていただきます。

(取下げ)

第7条 JETは、申込者から申込取下書が提出されたときは、速やかに太陽電池測定

業務を中止し、申込者に申込書及び提出品を返還することとします。

(太陽電池測定業務の実施)

第8条 JETは、申込書に記載された項目に従って太陽電池測定業務を行います。

2 JETは、申込み受理から太陽電池測定業務が終了し成績書発行までの標準的な期間を14日とします。ただし、太陽電池測定業務に使用する設備の故障、申込みが集中した場合等の事情があるときは、標準的な期間を超えることがあります。この場合は、速やかに申込者にご連絡いたします。

3 JETが行う太陽電池測定業務は、原則として受付順といたします。ただし、申込者から特に太陽電池測定業務を急がれる旨の申し出があり、かつ、当該太陽電池測定業務を行うことにより、先に受け付けた他の太陽電池測定業務が標準期間以内に行うことが出来る場合には、特急扱いとして受け付けることとします。

(成績書等)

第9条 JETは、太陽電池測定業務が完了したときは、速やかに、申込者に対して太陽電池測定業務の区分に応じて、次の各号の成績書等を発行することとします。

- 一 二次基準太陽電池セルについては、二次基準太陽電池セル校正証明書
- 二 常用参照太陽電池モジュールについては、太陽電池モジュール測定成績書
- 三 セルの出力測定については、ベアセル測定成績書
- 四 セルの分光感度特性測定については、分光感度特性測定成績書

(提出品の返還)

第10条 JETは、太陽電池測定業務が完了したときは、提出品を速やかにお返しします。

(成績書等の複本の発行)

第11条 JETは、申込者から様式四による成績書等の複本の請求があったときは、成績書等の複本を発行することとします。

(記録の保存)

第12条 JETは、第9条の規定に基づいて成績書等を発行した案件に係る書類等を、成績書等の発行の日から2年間保存します。

(手数料)

第13条 太陽電池測定業務の手数料は、別途定めます。

(手数料の収納方法)

第14条 JETは、太陽電池測定業務の手数料を、申込者に請求させていただきます。

2 申込者には、JETが請求した手数料を、所定の期日までに、取引銀行への払込みによりお支払いいただきます。

(手数料の返還)

第15条 JETは、申込者からお支払いいただいた手数料については、過納があった場合を除き、返金いたしかねます。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、PV校正等の業務に必要な事項は、別に定めるものとしします。

第17条 この業務規程における申込書、申込取下書、成績書、証明書等に係る様式は、前条の規定に基づき定める「太陽電池測定業務に係る申込書等の様式」によるものとしします。

附 則

この規程は、平成22年9月1日より適用します。

この規程は、平成23年4月1日より適用します。

この規程は、平成23年10月14日より適用します。